

備前市教育委員会内規

三石中学校・吉永中学校統合準備委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 三石中学校と吉永中学校の統合を学校、保護者、地域及び教育委員会の連携及び協力のもと、円滑に進めていくため、三石中学校・吉永中学校統合準備委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(協議事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 教育課程、学校行事、学校備品等に関すること。
- (2) 通学方法、制服、体操服等学校指定用品に関すること。
- (3) P T A等学校関係組織に関すること。
- (4) 児童生徒及び保護者の交流事業に関すること。
- (5) 記念誌、記念事業等に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、統合に向けて必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号から選出された委員で構成する。

- (1) 三石小学校及び三石中学校の教職員等
- (2) 三石小学校及び三石中学校の保護者
- (3) 三石中学校区の住民等
- (4) 吉永小学校及び吉永中学校の教職員等
- (5) 吉永小学校及び吉永中学校の保護者
- (6) 教育委員会事務局の職員

2 前項各号に掲げる者は、前項の規定により選出した委員に異動が生じた場合は、速やかに後任を選出するものとする。ただし、人選が困難な場合はこの限りでない。

(任期)

第4条 委員の任期は、令和4年3月31日までとする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総務し、会議の議長となる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(幹事会)

第6条 委員会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、委員長、副委員長、学校長及びPTA会長等をもって構成し、委員会に提案する事項の調整並びに各部会及び委員間の連絡調整を行うとともに、第8条に規定する部会に属さない事項を協議する。

(会議)

第7条 委員会及び幹事会の会議は、委員長が招集する。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員は、会議に出席することが困難であるときは、当該委員が指名する代理人を出席させることができる。

(部会)

第8条 委員会に、協議事項を効率的に協議するため、次の部会を置く。

- (1) 学校部会
 - (2) 総務部会
 - (3) PTA部会
 - (4) 記念事業部会
- 2 部会に部会長を置き、委員の互選により定める。
 - 3 部会長は、会務を総理する。
 - 4 部会の会議は、部会長が招集する。
 - 5 部会において協議した事項は、各委員へ報告するものとする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、教育部教育振興課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱の定めるもののほか、必要な事項は、委員会の会議で別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、委員会発足の日から施行する。

(失効規定)

- 2 この要綱は、令和4年3月31日限りその効力を失う。